

第6章



保存管理

第6章のサイトマップ

1. 保存管理の方向性

2. 保存管理の方法

＜史跡指定地内＞

＜史跡指定地外＞

3. 史跡指定地内の建造物に関する保存管理

(1) 基本方針

(2) 各建造物の代表的な保存すべき部分部位

① 燃焼実験室

② 爆薬理学試験室

③ 物理試験室

4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

(1) 基本原則

(2) 現状変更等が認められない行為

(3) 法第125条ただし書きにより許可が不要な現状変更等の行為

(4) 現状許可申請が必要な行為

① 板橋区教育委員会による現状変更等の許可が必要な行為

② 文化庁長官による現状許可等の許可が必要な行為

(5) 史跡の現状変更等の取扱方針

① 建築物の新築、除去、改築、形状の変更

② 工作物の新規設置、除去、改修、形状の変更

③ 土地の掘削、切土、盛土等土地形状の変更

④ 園路の新設、補修

⑤ 木竹の植樹、抜根、伐採

⑥ 遺構調査に伴う発掘調査

⑦ その他の現状変更等の取扱

(6) 現状変更の具体的方法

5. 史跡指定地外の保存管理

(1) 基本原則

(2) 保存管理方針

(3) 現状変更の取扱

(4) 追加指定等による保護の考え方

第6章 保存管理

1. 保存管理の方向性

第3章での史跡の本質的価値の整理、第4章における課題整理及び第5章の基本方針等を踏まえ、保存管理の方向性を以下のように定める。

(1) 現状変更の取扱基準を定め、史跡の本質的価値を確実に保存・継承する

史跡の持つ価値は、構成要素である遺構・建造物から理解することができる。これら遺構・建造物を確実に保存・継承するために、それぞれの来歴、保存状況、構造等に応じて、現状変更や保存に影響を及ぼす行為等（以下、現状変更等とする）に関する取扱基準を定める。

(2) 学術調査を継続的に実施し、史跡が持つ多様な価値の把握をめざし、成果を区民をはじめとした多様な人々に還元する

第4章で確認したように史料制約や、一部の遺構・建造物等構成要素の価値に不明な部分があるため、試掘調査、建造物調査、史料調査等の学術的な調査・研究を継続的に実施することが不可欠である。

特に史跡指定地内の建造物は、ほとんどが戦前に建築されているが、戦後も研究施設として利用されてきた。それぞれの建造物にどのような改変が施され、どの時期の状況が残されているかを、文献調査・建造物調査等を継続し、把握するように努める。

調査研究成果は、史跡の保存整備の計画立案に利用できるほか、ガイダンス施設等における展示にも反映することができる。併せて史跡の持つ魅力を幅広く情報発信することで、史跡への理解を深め、ひいては史跡が「地域の誇り」となり、再び訪れたいくなる史跡公園として末永く親しまれることにもつながる。

(3) 維持管理方法の検討と地域における保存・活用意識の醸成

現在、史跡指定地には、加賀公園部分のように区立公園として整備され開放されている地区と、発射場跡や物理試験室など貴重な遺構・建造物がまとまって現存しているものの、閉鎖管理している地区があり、地区毎に遺構・建造物の遺存状況や管理方法が異なる。今後は史跡公園として適切な維持管理方法を、地区毎に検討することが重要である。

また史跡が地域に根差した存在となり適切に守られていくためには、区関係部局間の連携強化に加え、地域住民の方々をはじめ町会や自治会、関係機関と密に情報を共有し、史跡の保存・活用に向けた意識の醸成をめざす。

(4) 周辺の文化財群や石神井川を含めた景観等を包括的に保存する

史跡指定地の周辺地域には「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」（登録有形文化財）や「圧磨機圧輪記念碑」（指定記念物）、「招魂之碑」（未指定）など、史跡に関連する文化財や、地域の歴史を物語る未指定を含む文化財が、数多く残されている。また、史跡指定地の間を流れる石神井川は、かつて水車動力として火薬製造に利用されたことから、史跡の価値を理解する上で重要な要素である。また、桜並木は、良好な景観を構成する要素でもある。こうした史跡周辺の関係文化財や景観も含めて、史跡の一体的な保存・活用を推進する。

2. 保存管理の方法

本節では、前節の保存管理の方向性に基づき、史跡整備完了後の姿も見据えながら、保存管理の考え方を示す。

第3章2「構成要素の特定」（162～167頁）で確認したように、史跡の構成要素は史跡の本質的価値に立脚することで体系的に整理することができ、また第5章「基本方針」（181～185頁）で確認したように遺構・建造物の遺存状況に基づき、史跡指定地において地区区分を適用することが効果的である。よって、本節では諸要素の体系に基づく保存管理の考え方と、地区区分に基づく保存管理方法を示す。

<史跡指定地内>

A 史跡の本質的価値を構成する諸要素

本質的価値を構成する遺構・建造物は原則として現状保存をめざす。当史跡には戦後の跡地利用の中で改変を受けた部分が存在するが、保存に影響を与えず、史跡の価値に矛盾を来たさないものと判断されれば、現状のまま保存することとする。

また埋蔵されている可能性のある遺構等については、必要に応じて試掘調査等を実施し、遺構の遺存状態を確認し、その結果史跡の価値を理解する上で復元等の方法により顕在化することが効果的であると判断された場合は、より良い保存および整備方法を検討する。

B 史跡の本質的価値の理解を助ける価値を構成する諸要素

史跡の近世、現代に関する歴史など、史跡の多様な価値を表す要素のことを指す。これには例えば池泉回遊式庭園の構成要素としての築山や、物理試験室の戦後の利用に合わせた改変部分なども含まれる。これらについては史跡の本質的価値を損なわない範囲で尊重し、保存に努める。各構成要素には、こうした重層的な性質が含まれており、具体的な事例に即して適宜検討し、判断する。

C-1 史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素

加賀公園内の加賀藩前田家下屋敷跡石柱や、板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑などの、文化財の保存・整備・活用を目的として配置された要素は、史跡の価値の理解を助けるものであるため、原則的に現状を維持し保存していく。

C-2 その他諸要素

その他諸要素は、①本質的価値を構成しない要素と、②現時点では価値を特定できない要素の2つに分かれる。

①本質的価値を構成しない要素

加賀公園内に存在する公園灯やベンチ、ブランコなど、近年設置されたもので、史跡の本質的価値を有さない要素については、史跡の保存に与える影響や使用用途、公園機能としての必要性等を考慮し、維持又は撤去、形状の変更等、適切な保護管理の考え方を検討する。



加賀公園内のブランコ



加賀公園内のベンチ

②現時点では価値を特定できない要素

加賀公園内のコンクリート構造物 (No. 19、65 頁) や旧野口研究所敷地に存在する石 (No. 62、110 頁) など、来歴が不明で学術的価値を特定できない要素については、現段階では原則的には現状保存とし、今後の調査研究によって、本質的価値を構成する要素と判断された場合は、適切な保存および整備方法を検討する。



コンクリート構造物



石

表 12：地区区分ごとの保存管理の概要表

		A地区	B地区	A'地区
地区の特性		火薬製造所時代の遺構・建造物群が現存する。本質的価値「明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残る」を理解するに適している。	火薬製造所時代の遺構・建造物群が現存し、戦後理化学研究所が利用していた状況も残る。本質的価値「戦後復興期には先進的科学技术研究の拠点となり、世界に発信された」を理解するに適している。	A地区の内、加賀公園の造成により、地上に顕著な遺構が確認されない一部の地区。公園として開放されている。
構成要素	本質的価値を構成する要素	射塚、軽便鉄道軌道敷、土壘、爆薬製造実験室、銃器庫、燃焼実験室、擁壁、弾道管、加温貯蔵室、加温貯蔵室試験火薬仮置場基礎、ガラス窓枠、地下貯蔵庫、常温貯蔵庫、発射場基礎、試験室	爆薬理学試験室、物理試験室、爆破試験用コンクリートアンカー、井戸、看板、宿舍コンクリート基礎、中性子線観測所土台	築山、軽便鉄道軌道敷、陸軍工科学校板橋分校石碑
	本質的価値と密接に関わる諸要素	—	—	加賀前田家下屋敷跡石柱、加賀前田家下屋敷跡案内板、板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑
	その他諸要素	電灯、ベンチ、石積・玉石擁壁、土留、解説板、プランコ、金網柵、石	電柱、金網柵、コンクリート塀、マイクロ加工棟	コンクリート擁壁、看板、公園灯、階段・鉄柵、案内板、ベンチ、金網柵、土留、広場、パイプ管構造物、スロープ、倉庫、分電盤、フェンス、板橋区防災備蓄倉庫、園名石、水飲み、木柵、便所、電柱
地区ごとの方向性		火薬製造所時代の遺構・建造物群の保存	火薬製造所及び理化学研究所時代の遺構・建造物群の保存	史跡と調和し、保存に影響を与えない範囲での公園機能の維持
地区ごとの方法		<ul style="list-style-type: none"> ・遺構・建造物群の適切な現状保存方法の検討 ・文化財の劣化状況の日常点検及び修復 ・埋蔵している可能性のある遺構及び価値が明らかではない要素の学術的な調査研究 		<ul style="list-style-type: none"> ・遺構・建造物群の適切な現状保存方法の検討 ・史跡と調和した公園としての機能維持などの日常管理

<史跡指定地外>

D 史跡の本質的価値を構成する諸要素

「圧磨機圧輪記念碑」(No. 86、135頁)や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」(No. 85、133頁)、または区所有地に現存する「招魂之碑」(No. 87、136頁)等がこれに当たる。区文化財の指定・登録を受けているものもあり、現状としては適切に保存される環境が整っているため、今後もその維持を図る。

上記以外の私有地等に所在する歴史的建造物や遺構については、所有者の理解が得られた場合は、文化財としての指定・登録など適切な保存措置を講ずる検討を行う。また追加指定については、本章(4)「追加指定等による保護の考え方」(203頁)において後述する。

E 史跡の本質的価値の理解を助ける価値を構成する諸要素

石神井川(No. 90、139頁)桜並木等などは、史跡指定地外に存在するが本質的価値と密接に関わる要素であり、景観保全上も重要な要素であるため、保存・整備をめざす。

3. 史跡指定地内の建造物に関する保存管理

(1) 基本方針

本項では史跡陸軍板橋火薬製造所跡の本質的価値を構成する建造物について、その価値を保全するための保存管理の基本方針を定める。

原則として、建造物の基本構造、躯体そのものは保存すべき対象とし、現状を適切に維持管理する。さらに建造物を構成する部分部位については、下記の通り方針を定める。

<建造物の保存管理に関する基本方針>

- ①現時点での調査結果を基に、建造物を構成する部分部位を評価する。
- ②前記評価に基づき、史跡の本質的価値を有すると認められるものについては現状保存を原則とする。
- ③改変された要素については、史跡の価値やその改変の意義等を検討したうえで維持、撤去、復元等を検討する。
- ④現時点で価値が不明な要素については、調査の上で評価する。

本計画では平成28年及び同29年に実施した史跡指定地の建造物平面実測図作成に伴う建造物調査（報告書については資料編4参照）および第5章に記載した整備の基本方針（184頁参照）に基づき建造物を評価する。

評価については、文化庁が示す「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（資料編6参照）に準拠し、以下の(2)では「保存部分」に該当する部分を列挙する。また、当該調査で評価のできない部分部位については改めて建造物調査を実施し、評価をしたうえで保存部位部分を決定する。

(2) 各建造物の代表的な保存すべき部分部位

本項目では、史跡に現存する歴史的建造物のうち、現時点の調査結果によって明らかになっている保存すべき部分部位（＝建築時のオリジナル部分部位）を列記する。ただし、下に列記したものは、保存すべき部分部位のあくまで一部と考えられ、今後建造物調査を実施し、残された保存すべき部分部位の特定を進める必要がある。ガイダンス施設等をはじめ建造物を活用する整備に際しては、この建造物調査の成果に基づき、適切な保存管理を検討する。

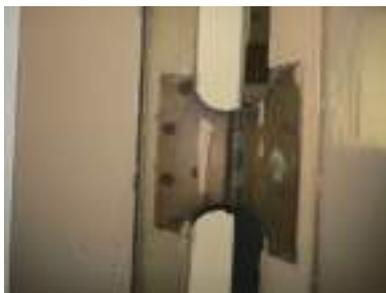
①燃焼実験室（85頁参照）

- ・127 書庫出入口2か所、121号室、122 図書室、123号室の横軸回転窓の欄間と建具枠

- ・ 127 書庫の 2 ヶ所の木製扉及び丁番
- ・ 分電盤（1 階廊下） 等



121 号室横軸回転窓



127 書庫の丁番



分電盤

②爆薬理学試験室（117 頁参照）

- ・ 南側テラス部分 等



爆薬理学試験室南側テラス

③物理試験室（122 頁参照）

- ・ トロッキ軌道レール（D棟）
- ・ 小屋組と母屋桁及び接続リベット（D棟） 等



トロッキ軌道レール



小屋組と母屋桁・接続リベット

4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

(1) 基本原則

文化財保護法第 125 条により、史跡指定地内で「現状を変更する行為」または「その保存に影響を及ぼす行為」（以下、現状変更等とする）については、文化庁長官の許可を受けなければならないと規定されている。また同法第 125 条ただし書きには、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合には許可が不要であるとしている。

同法第 184 条第 1 項第 2 号では、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県・市（東京特別区を含む）の教育委員会が行うことができると規定され、その範囲は文

化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。さらにその軽微な現状変更の処理基準として、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の処理の事務基準について」（平成12年庁保第226号、以下事務処理基準という）が定められている。

（2）現状変更等が認められない行為

事務処理基準により、以下の行為は現状変更等が認められない。

- ・ 史跡の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」（現在は「保存活用計画」で本計画を指す）に定められた保存管理の基準に反する場合。
- ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- ・ 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

（3）法第125条ただし書きにより許可が不要な現状変更等の行為

法第125条ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に許可申請等に関する規則」（昭和26年文化財保護委員会規則第十号）第4条に規定されており、内容は以下の通りである。

- ・ 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等をその指定当時の現状に復するとき。
- ・ 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡等の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（4）現状許可申請が必要な行為

①板橋区教育委員会による現状変更等の許可が必要な行為

文化財保護法施行令第5条第4項第1号により、次の現状変更等の許可、取消、並びに停止命令については板橋区教育委員会が行う。許可の申請先は板橋区教育委員会となる。許可が必要となる行為は以下のように列挙される。

- ・ 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。（小規模建築物とは階数が2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築・改築の場合は増築・改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。）
- ・ 小規模建築物の新築、増築又は改築であって、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡等に係る都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住宅専用地域、第2種低層住宅住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。

第6章



保存管理

第6章のサイトマップ

1. 保存管理の方向性

2. 保存管理の方法

＜史跡指定地内＞

＜史跡指定地外＞

3. 史跡指定地内の建造物に関する保存管理

(1) 基本方針

(2) 各建造物の代表的な保存すべき部分部位

① 燃焼実験室

② 爆薬理学試験室

③ 物理試験室

4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

(1) 基本原則

(2) 現状変更等が認められない行為

(3) 法第125条ただし書きにより許可が不要な現状変更等の行為

(4) 現状許可申請が必要な行為

① 板橋区教育委員会による現状変更等の許可が必要な行為

② 文化庁長官による現状許可等の許可が必要な行為

(5) 史跡の現状変更等の取扱方針

① 建築物の新築、除去、改築、形状の変更

② 工作物の新規設置、除去、改修、形状の変更

③ 土地の掘削、切土、盛土等土地形状の変更

④ 園路の新設、補修

⑤ 木竹の植樹、抜根、伐採

⑥ 遺構調査に伴う発掘調査

⑦ その他の現状変更等の取扱

(6) 現状変更の具体的方法

5. 史跡指定地外の保存管理

(1) 基本原則

(2) 保存管理方針

(3) 現状変更の取扱

(4) 追加指定等による保護の考え方

第6章 保存管理

1. 保存管理の方向性

第3章での史跡の本質的価値の整理、第4章における課題整理及び第5章の基本方針等を踏まえ、保存管理の方向性を以下のように定める。

(1) 現状変更の取扱基準を定め、史跡の本質的価値を確実に保存・継承する

史跡の持つ価値は、構成要素である遺構・建造物から理解することができる。これら遺構・建造物を確実に保存・継承するために、それぞれの来歴、保存状況、構造等に応じて、現状変更や保存に影響を及ぼす行為等（以下、現状変更等とする）に関する取扱基準を定める。

(2) 学術調査を継続的に実施し、史跡が持つ多様な価値の把握をめざし、成果を区民をはじめとした多様な人々に還元する

第4章で確認したように史料制約や、一部の遺構・建造物等構成要素の価値に不明な部分があるため、試掘調査、建造物調査、史料調査等の学術的な調査・研究を継続的に実施することが不可欠である。

特に史跡指定地内の建造物は、ほとんどが戦前に建築されているが、戦後も研究施設として利用されてきた。それぞれの建造物にどのような改変が施され、どの時期の状況が残されているかを、文献調査・建造物調査等を継続し、把握するように努める。

調査研究成果は、史跡の保存整備の計画立案に利用できるほか、ガイダンス施設等における展示にも反映することができる。併せて史跡の持つ魅力を幅広く情報発信することで、史跡への理解を深め、ひいては史跡が「地域の誇り」となり、再び訪れたいくなる史跡公園として末永く親しまれることにもつながる。

(3) 維持管理方法の検討と地域における保存・活用意識の醸成

現在、史跡指定地には、加賀公園部分のように区立公園として整備され開放されている地区と、発射場跡や物理試験室など貴重な遺構・建造物がまとまって現存しているものの、閉鎖管理している地区があり、地区毎に遺構・建造物の遺存状況や管理方法が異なる。今後は史跡公園として適切な維持管理方法を、地区毎に検討することが重要である。

また史跡が地域に根差した存在となり適切に守られていくためには、区関係部局間の連携強化に加え、地域住民の方々をはじめ町会や自治会、関係機関と密に情報を共有し、史跡の保存・活用に向けた意識の醸成をめざす。

(4) 周辺の文化財群や石神井川を含めた景観等を包括的に保存する

史跡指定地の周辺地域には「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」（登録有形文化財）や「圧磨機圧輪記念碑」（指定記念物）、「招魂之碑」（未指定）など、史跡に関連する文化財や、地域の歴史を物語る未指定を含む文化財が、数多く残されている。また、史跡指定地の間を流れる石神井川は、かつて水車動力として火薬製造に利用されたことから、史跡の価値を理解する上で重要な要素である。また、桜並木は、良好な景観を構成する要素でもある。こうした史跡周辺の関係文化財や景観も含めて、史跡の一体的な保存・活用を推進する。

2. 保存管理の方法

本節では、前節の保存管理の方向性に基づき、史跡整備完了後の姿も見据えながら、保存管理の考え方を示す。

第3章2「構成要素の特定」（162～167頁）で確認したように、史跡の構成要素は史跡の本質的価値に立脚することで体系的に整理することができ、また第5章「基本方針」（181～185頁）で確認したように遺構・建造物の遺存状況に基づき、史跡指定地において地区区分を適用することが効果的である。よって、本節では諸要素の体系に基づく保存管理の考え方と、地区区分に基づく保存管理方法を示す。

<史跡指定地内>

A 史跡の本質的価値を構成する諸要素

本質的価値を構成する遺構・建造物は原則として現状保存をめざす。当史跡には戦後の跡地利用の中で改変を受けた部分が存在するが、保存に影響を与えず、史跡の価値に矛盾を来たさないものと判断されれば、現状のまま保存することとする。

また埋蔵されている可能性のある遺構等については、必要に応じて試掘調査等を実施し、遺構の遺存状態を確認し、その結果史跡の価値を理解する上で復元等の方法により顕在化することが効果的であると判断された場合は、より良い保存および整備方法を検討する。

B 史跡の本質的価値の理解を助ける価値を構成する諸要素

史跡の近世、現代に関する歴史など、史跡の多様な価値を表す要素のことを指す。これには例えば池泉回遊式庭園の構成要素としての築山や、物理試験室の戦後の利用に合わせた改変部分なども含まれる。これらについては史跡の本質的価値を損なわない範囲で尊重し、保存に努める。各構成要素には、こうした重層的な性質が含まれており、具体的な事例に即して適宜検討し、判断する。

C-1 史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素

加賀公園内の加賀藩前田家下屋敷跡石柱や、板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑などの、文化財の保存・整備・活用を目的として配置された要素は、史跡の価値の理解を助けるものであるため、原則的に現状を維持し保存していく。

C-2 その他諸要素

その他諸要素は、①本質的価値を構成しない要素と、②現時点では価値を特定できない要素の2つに分かれる。

①本質的価値を構成しない要素

加賀公園内に存在する公園灯やベンチ、ブランコなど、近年設置されたもので、史跡の本質的価値を有さない要素については、史跡の保存に与える影響や使用用途、公園機能としての必要性等を考慮し、維持又は撤去、形状の変更等、適切な保護管理の考え方を検討する。



加賀公園内のブランコ



加賀公園内のベンチ

②現時点では価値を特定できない要素

加賀公園内のコンクリート構造物 (No. 19、65 頁) や旧野口研究所敷地に存在する石 (No. 62、110 頁) など、来歴が不明で学術的価値を特定できない要素については、現段階では原則的には現状保存とし、今後の調査研究によって、本質的価値を構成する要素と判断された場合は、適切な保存および整備方法を検討する。



コンクリート構造物



石

表 12：地区区分ごとの保存管理の概要表

	A地区	B地区	A'地区
地区の特性	火薬製造所時代の遺構・建造物群が現存する。本質的価値「明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残る」を理解するに適している。	火薬製造所時代の遺構・建造物群が現存し、戦後理化学研究所が利用していた状況も残る。本質的価値「戦後復興期には先進的科学技术研究の拠点となり、世界に発信された」を理解するに適している。	A地区の内、加賀公園の造成により、地上に顕著な遺構が確認されない一部の地区。公園として開放されている。
構成要素	本質的価値を構成する要素	爆薬理学試験室、物理試験室、爆破試験用コンクリートアンカー、井戸、看板、宿舍コンクリート基礎、中性子線観測所土台	築山、軽便鉄道軌道敷、陸軍工科学校板橋分校石碑
	本質的価値と密接に関わる諸要素	—	加賀前田家下屋敷跡石柱、加賀前田家下屋敷跡案内板、板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑
	その他諸要素	電柱、金網柵、コンクリート塀、マイクロ加工棟	コンクリート擁壁、看板、公園灯、階段・鉄柵、案内板、ベンチ、金網柵、土留、広場、パイプ管構造物、スロープ、倉庫、分電盤、フェンス、板橋区防災備蓄倉庫、園名石、水飲み、木柵、便所、電柱
地区ごとの方向性	火薬製造所時代の遺構・建造物群の保存	火薬製造所及び理化学研究所時代の遺構・建造物群の保存	史跡と調和し、保存に影響を与えない範囲での公園機能の維持
地区ごとの方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺構・建造物群の適切な現状保存方法の検討 文化財の劣化状況の日常点検及び修復 埋蔵している可能性のある遺構及び価値が明らかではない要素の学術的な調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構・建造物群の適切な現状保存方法の検討 史跡と調和した公園としての機能維持などの日常管理 	

<史跡指定地外>

D 史跡の本質的価値を構成する諸要素

「圧磨機圧輪記念碑」(No. 86、135頁)や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」(No. 85、133頁)、または区所有地に現存する「招魂之碑」(No. 87、136頁)等がこれに当たる。区文化財の指定・登録を受けているものもあり、現状としては適切に保存される環境が整っているため、今後もその維持を図る。

上記以外の私有地等に所在する歴史的建造物や遺構については、所有者の理解が得られた場合は、文化財としての指定・登録など適切な保存措置を講ずる検討を行う。また追加指定については、本章(4)「追加指定等による保護の考え方」(203頁)において後述する。

E 史跡の本質的価値の理解を助ける価値を構成する諸要素

石神井川(No. 90、139頁)桜並木等などは、史跡指定地外に存在するが本質的価値と密接に関わる要素であり、景観保全上も重要な要素であるため、保存・整備をめざす。

3. 史跡指定地内の建造物に関する保存管理

(1) 基本方針

本項では史跡陸軍板橋火薬製造所跡の本質的価値を構成する建造物について、その価値を保全するための保存管理の基本方針を定める。

原則として、建造物の基本構造、躯体そのものは保存すべき対象とし、現状を適切に維持管理する。さらに建造物を構成する部分部位については、下記の通り方針を定める。

<建造物の保存管理に関する基本方針>

- ①現時点での調査結果を基に、建造物を構成する部分部位を評価する。
- ②前記評価に基づき、史跡の本質的価値を有すると認められるものについては現状保存を原則とする。
- ③改変された要素については、史跡の価値やその改変の意義等を検討したうえで維持、撤去、復元等を検討する。
- ④現時点で価値が不明な要素については、調査の上で評価する。

本計画では平成28年及び同29年に実施した史跡指定地の建造物平面実測図作成に伴う建造物調査（報告書については資料編4参照）および第5章に記載した整備の基本方針（184頁参照）に基づき建造物を評価する。

評価については、文化庁が示す「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（資料編6参照）に準拠し、以下の（2）では「保存部分」に該当する部分を列挙する。また、当該調査で評価のできない部分部位については改めて建造物調査を実施し、評価をしたうえで保存部位部分を決定する。

(2) 各建造物の代表的な保存すべき部分部位

本項目では、史跡に現存する歴史的建造物のうち、現時点の調査結果によって明らかになっている保存すべき部分部位（＝建築時のオリジナル部分部位）を列記する。ただし、下に列記したものは、保存すべき部分部位のあくまで一部と考えられ、今後建造物調査を実施し、残された保存すべき部分部位の特定を進める必要がある。ガイダンス施設等をはじめ建造物を活用する整備に際しては、この建造物調査の成果に基づき、適切な保存管理を検討する。

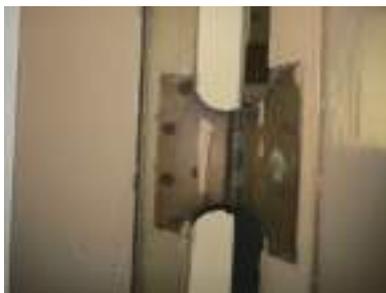
①燃焼実験室（85頁参照）

- ・127 書庫出入口2か所、121 号室、122 図書室、123 号室の横軸回転窓の欄間と建具枠

- ・ 127 書庫の 2 ヶ所の木製扉及び丁番
- ・ 分電盤（1 階廊下） 等



121 号室横軸回転窓



127 書庫の丁番



分電盤

②爆薬理学試験室（117 頁参照）

- ・ 南側テラス部分 等



爆薬理学試験室南側テラス

③物理試験室（122 頁参照）

- ・ トロッキ軌道レール（D棟）
- ・ 小屋組と母屋桁及び接続リベット（D棟） 等



トロッキ軌道レール



小屋組と母屋桁・接続リベット

4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

(1) 基本原則

文化財保護法第 125 条により、史跡指定地内で「現状を変更する行為」または「その保存に影響を及ぼす行為」（以下、現状変更等とする）については、文化庁長官の許可を受けなければならないと規定されている。また同法第 125 条ただし書きには、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合には許可が不要であるとしている。

同法第 184 条第 1 項第 2 号では、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県・市（東京特別区を含む）の教育委員会が行うことができると規定され、その範囲は文

化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。さらにその軽微な現状変更の処理基準として、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の処理の事務基準について」（平成12年庁保第226号、以下事務処理基準という）が定められている。

（2）現状変更等が認められない行為

事務処理基準により、以下の行為は現状変更等が認められない。

- ・ 史跡の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」（現在は「保存活用計画」で本計画を指す）に定められた保存管理の基準に反する場合。
- ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- ・ 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

（3）法第125条ただし書きにより許可が不要な現状変更等の行為

法第125条ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に許可申請等に関する規則」（昭和26年文化財保護委員会規則第十号）第4条に規定されており、内容は以下の通りである。

- ・ 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等をその指定当時の現状に復するとき。
- ・ 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡等の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（4）現状許可申請が必要な行為

①板橋区教育委員会による現状変更等の許可が必要な行為

文化財保護法施行令第5条第4項第1号により、次の現状変更等の許可、取消、並びに停止命令については板橋区教育委員会が行う。許可の申請先は板橋区教育委員会となる。許可が必要となる行為は以下のように列挙される。

- ・ 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。（小規模建築物とは階数が2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築・改築の場合は増築・改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。）
- ・ 小規模建築物の新築、増築又は改築であって、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡等に係る都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住宅専用地域、第2種低層住宅住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。

・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る）又は道路の補修もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）。ここでいう工作物とは、小規模建築物に付随する門、生垣、塀・既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機、ガードレール・小規模な観測、測定機器・木道をいう。

・法第115条第1項に規定する史跡等の管理に必要な施設の設置又は改修。ここでいう施設とは、標識・説明板・境界標・囲い等をいう。

・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修。

・建築物等の除去（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る）。

・木竹の伐採。

・史跡等の保存のために必用な試験材料の採取。

②文化庁長官による現状許可等の許可が必要な行為

現状変更等について、前述の板橋区教育委員会事務局の許可が必要なもの以外の行為については、文化財保護法第125条および「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第1条（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）の規定により、文化庁長官の許可が必要となる。許可申請については、内容を事前に東京都教育庁と協議を行い、東京都教育庁を経由して文化庁へ申請する。

（5）史跡の現状変更等の取扱方針

当該史跡を適切に保存管理するため、史跡指定地内における現状変更の取扱方針について、次のように定める。

<現状変更の取扱方針>

○史跡の価値の保存に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めない。

○現状変更の実施計画を策定する場合は、関係各署と十分な協議を行う。

○現状変更を計画する場合は、文化財保護法等の各関係法令を遵守する。

次に、前項の「保存管理の方法」及び法令の規定を踏まえ、当該史跡整備において想定される現状変更行為について取扱基準を定める。

①建築物の新築、除去、改築、形状の変更

①－1 建築物の新築

建築物の新築は原則として認めない。ただし区教育委員会と事前協議のうえ、史跡の保存活用に必要であり、遺構の保存への影響や景観の保全に配慮された場合は認められる場合がある。

①－2 建築物の除去

史跡の本質的価値を構成する諸要素である建築物の除去は原則として認めない。史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素である建築物の除去は、事前協議のうえ遺構への影響を最小限にしたものについては認める。

①－3 建築物の改築、形状の変更

史跡の本質的価値を構成する諸要素である建築物の改築、形状の変更は、当該建築物に関する調査に基づき、事前協議を経たうえで、遺構への影響が最小限であると判断されたものは認める。史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素である建築物の改築、形状の変更は、遺構の保存に影響を与えないものについて事前協議のうえ認める。

②工作物の新規設置、除去、改修、形状の変更

②－1 工作物の新規設置、改修、形状の変更

史跡の保存活用上必要な工作物の新規設置、改修、形状の変更は、工作物の規模や構造、必要性を検討したうえで、遺構の保存に影響を与えないものについて認める。

②－2 工作物の除去

工作物の除去にあたっては、事前協議を行い、その工作物の必要性などを判断したうえで、遺構の保存に影響を与えないものについて認める。

③土地の掘削、切土、盛土等土地形状の変更

地下遺構に影響を与える土地の掘削、切土、盛土等土地形状の変更は原則として認めない。ただし、史跡の保存管理、整備上必要である場合、事前協議のうえ、当該土地の遺構の埋蔵の調査を行ったうえで認める。この場合も可能な限り史跡の保全に影響がない方法を検討する。

④園路の新設、補修

④－1 園路の新設

園路の新設は、往時の状況の調査及び事前協議を行ったうえで、その必要性を勘案し、遺構の保存に影響を与えない場合に認める。

④－２ 園路の補修

園路の補修は、事前協議のうえ、遺構の保存に影響を与えない場合に限り認める。

⑤ 木竹の植樹、抜根、伐採

木竹の植樹は史跡指定地の植生に関する調査結果に基づき、必要性を勘案したうえで遺構の保存に影響を与えない場合に限り認める。

抜根、伐採については、史跡の保存整備に伴うものを除き、その必要性と遺構への影響を勘案したうえで判断する。なお日常的な樹木剪定や除草については現状変更手続を要さない。

⑥ 遺構調査に伴う発掘調査

史跡の保存活用、整備上必要であって、史跡が持つ学術的情報を明らかにする上で重要な調査である場合に限り認める。

⑦ その他の現状変更等の取扱

その他の史跡の保存に影響を及ぼす行為は、案件ごとに区教育委員会と事前協議を行い判断する。

(6) 現状変更の具体的方法

史跡公園整備においては、ガイドランス施設として利用する歴史的建造物の構造変更や公園出入口・園路の整備など現状変更に関わる行為が想定されている。そのため、前述の取扱方針や文化財保護法を遵守し、適切な整備を行っていく必要がある。

史跡整備に向けて、項目では先に述べた保存管理の方向性及び現状変更等の取扱方針、各種法令の規定に基づき、第5章で設定した地区区分ごとに現状変更の具体的方法について、後掲した表13の通り実施することを定める。なお「行為の内容」は、それぞれの地区で現在想定されている事項である。

さらに、後掲した表13に記載のない事項が発生した場合には、板橋区教育委員会事務局、東京都教育庁、文化庁で協議し対応を検討する。

なお表13および本計画文中で用いる「便益施設」とは、特に記述がない限り、都市公園法における「便益施設」ではなく、文化庁文化財部記念物課編『史跡等整備のてびき』（同成社、2005）における見学者が史跡を快適に見学するために必要なベンチなどの休憩施設、便所、水飲、緑陰などを示す。

表 13-1：地区区分ごとの現状変更の具体的方法

		A地区(A'地区も含む)	B地区	届出等
①遺構・歴史的建造物の保存措置	行為の内容	弾道管や土塁など遺構、銃器庫、加温貯蔵室、爆薬理化学試験室、物理試験室などの建造物が保存に影響を及ぼす経年劣化、き損・滅失の恐れがある場合は適切な保存措置を施す。		—
	現状変更の取扱い	史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存修理は、学術的調査を実施したうえで、文化財としての価値を損なわない方法である場合に認める。なお、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は許可不要である。	左記に加えて、特に当該エリアに現存する建造物は耐震補強工事が必要であり、その施工方法は建造物に与える影響が最小限であることを要する。	文化庁長官の許可
②歴史的建造物の構造変更	行為の内容	燃焼実験室や爆薬理化学試験室や物理試験室等をガイダンス施設としてみよとして活用するなど、歴史的建造物を活用するため内部構造及び外形形状を変更する。		—
	現状変更の取扱い	学術的調査に基づき、史跡の本質的価値と密接に関連すると判断された部分については変更を認めない。現状変更が認められる部分であっても建造物の保存に影響を与えない方法を選択する。	左記に加えて、近年設置され、史跡の本質的価値を構成しない建造物については、史跡の保存に影響を及ぼさないと判断できた場合にのみ、改修、撤去を認める。	文化庁長官の許可
③史跡出入口、園路の整備	行為の内容	史跡への出入口及び見学用園路を整備する。		—
	現状変更の取扱い	土地の掘削・切土及び工作物の撤去を伴う史跡の出入口の設置については、該当箇所の試掘・発掘調査を実施し、遺構面の確認を行うとともに、コンクリート塀や緑化ブロック等現在設置されている工作物の状況調査を行ったうえで判断する。園路整備についても同様であり、遺構面の確認を行い、保護を図ったうえでの整備方法を条件に認める。いずれの場合も、史跡の本質的価値を減失するような整備方法は認めない。		文化庁長官もしくは 区教育委員会の許可
④地中に埋蔵する遺構の発掘調査	行為の内容	露天式発射場及び隠蔽式射場（弾道管）の射撃、築山南側の軽便軌道敷など、史跡の本質的価値を構成する遺構が埋蔵する可能性がある。これら埋蔵遺構の確認のため、試掘・発掘調査を実施する。	—	—
	現状変更の取扱い	調査範囲、規模を最小限とする場合に認める。		文化庁長官の許可

表 13-2 : 地区区分ごとの現状変更の具体的方法

		A地区(A'地区も含む)	B地区	届出等
⑤地中に埋蔵する遺構の露出及び保存処置	行為の内容	上記④により史跡の本質的価値が顕在化した場合、史跡整備において遺構を露出し展示のための保存処置を実施する。	—	—
	現状変更の取扱い	発掘調査などの学術調査を元にした遺構の露出、保存処置は、遺構や史跡景観に影響を与えないことを条件に認める。	—	文化庁長官の許可
⑥史跡等の管理に必要な施設の設置・改修	行為の内容	文化財保護法115条第1項に規定する史跡等の管理に必要な施設(標識・説明板・境界標・囲い)を設置、又は改修する。	—	—
	現状変更の取扱い	遺構の保存に影響がない方法を執る場合に認める。	—	区教育委員会の許可
⑦工作物の設置・改修	行為の内容	電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管などの工作物を設置、又は改修する。	—	—
	現状変更の取扱い	それらの工作物の設置、改修が史跡の保存活用に必要で、史跡の理解に誤解を与えない方法を用い、遺構の保存に影響がない方法を執る場合に認める。工作物の地下埋設を伴う場合、工事が地下遺構に影響を及ぼす恐れがある場合は、土層の発掘調査を実施し、遺構面の確認を行うたうえで判断する。	—	文化庁長官もしくは区教育委員会の許可
⑧便益施設の設置・改修・移設	行為の内容	四阿、ベンチなどの休憩施設や便所、水飲みなどの便益施設を設置、改修又は移設する。	—	—
	現状変更の取扱い	史跡の理解に誤解を与えないような位置や意匠を考慮し、遺構の保存に影響が少ない方法をとる場合に認める。上下水道管などの地下埋設を伴う場合は⑦の取扱いに準拠する。	—	文化庁長官もしくは区教育委員会の許可
⑨工作物等の除去	行為の内容	史跡の本質的価値と直接関連しない要素(160頁に記載の本質的価値を構成しない要素)のうち、史跡の保存、活用に影響を与えないものの除去を行う。	—	—
	現状変更の取扱い	遺構の保存に影響がない方法を執る場合に認める。	—	文化庁長官もしくは区教育委員会の許可
⑩樹木の植樹、抜根、伐採	行為の内容	指定地内の樹木の状況に応じて植樹、抜根、伐採を行う。	—	—
	現状変更の取扱い	新規植樹は、学術的調査を実施し史跡の整備上必要な場合、植樹個所の地下遺構の状況を確認し、遺構の保存処理を施したうえで認める。既存樹木の枯死等による更新は、遺構に対する影響を勘案したうえで判断する。抜根は、史跡の整備上必要であって、地下遺構に与える影響が最小限である場合認める。伐採は、史跡景観に影響を与える場合、その影響を勘案したうえで判断する。剪定など、日常的な樹木管理は現状変更を要さない。	—	文化庁長官もしくは区教育委員会の許可

5. 史跡指定地外の保存管理

(1) 基本原則

第2章で確認したように、火薬製造所時代の旧敷地範囲は全体で約50万㎡に及ぶ広大なものであり、史跡指定地はその一部である。したがって、史跡の価値に密接に関わる遺構・建造物が、史跡指定地外にも存在している。そのため史跡の全体像や歴史的経緯を理解する上で重要な、指定地外のエリアの諸要素に関する保存・管理の考え方を示す。

(2) 保存管理方針

火薬製造所時代の旧敷地範囲が史跡指定地外にも展開していることを広く周知し、遺構・建造物等の学術的調査の実施について、遺構・建造物等の所有者や区民をはじめとした様々な方々に協力・理解を求める。また周辺に残る諸要素について案内板等の設置を検討し、その歴史の理解を広げるよう努める。

(3) 現状変更の取扱

史跡指定地外であるため、現状変更等の許可に係る申請は必要としない。

ただし埋蔵文化財包蔵地において、地下遺構の保存に影響を与える開発行為を計画した場合には文化財保護法に基づく届出が必要である。

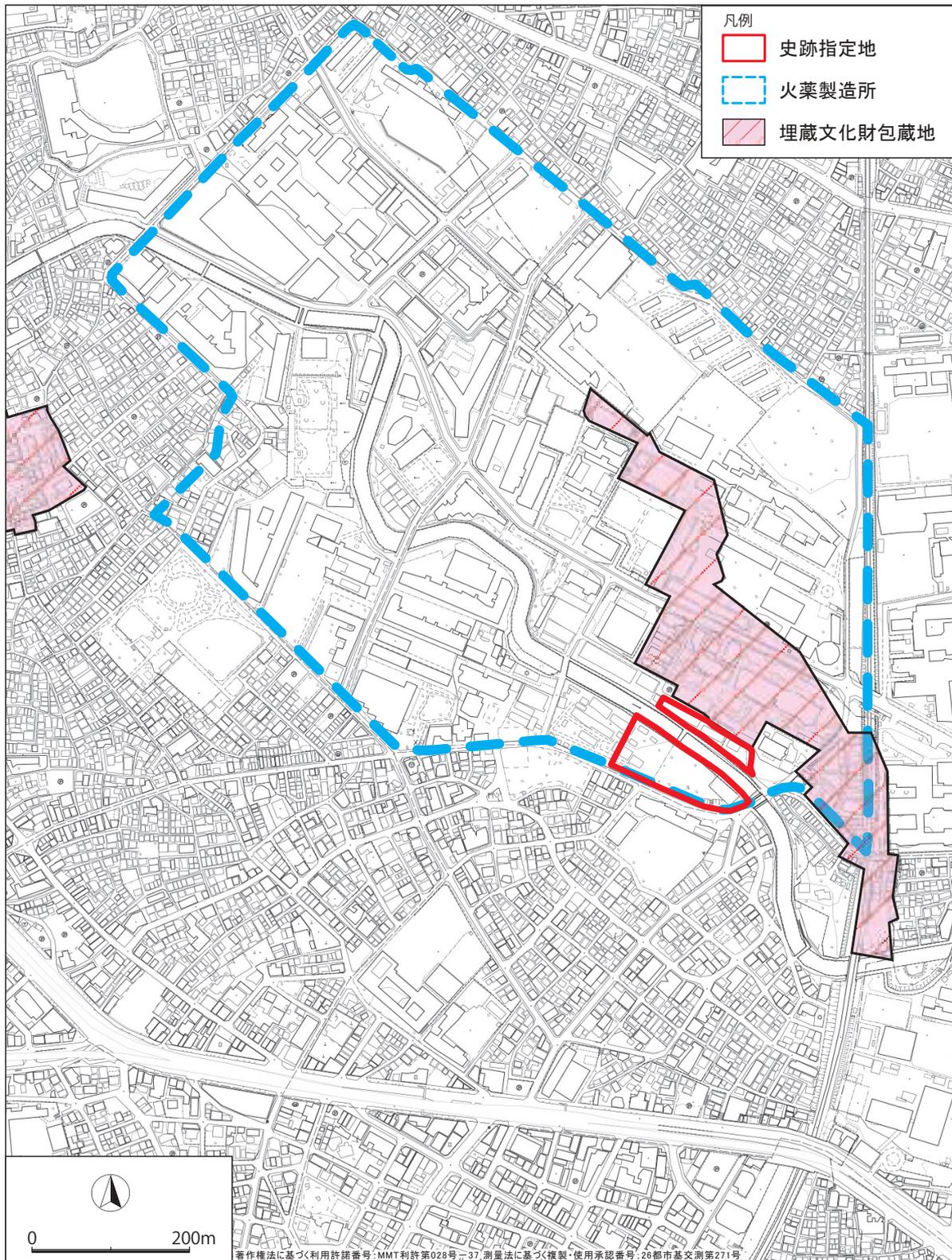


図 23 : 史跡指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地

(4) 追加指定等による保護の考え方

第2章3「史跡指定地の概要」(31頁参照)で確認したように、陸軍板橋火薬製造所は明治9年の設置から昭和20年の稼働終了まで敷地が拡大し、昭和18年の時点では50万㎡以上の面積を有するに至った。

戦後70年以上の時間が経過する中で、火薬製造所の敷地だった地区は、宅地化や大規模マンションの建築などの開発が進み、戦前の遺構・建造物の多くは撤去された。一方、板橋区教育委員会は、平成2年度から平成6年度まで古建築調査を継続して実施し、併せて平成12年度の「旧軍工場建物調査」(株ミツウマ工場内)の歴史的建造物解体に伴う調査を行うなど、可能な限り文化財調査を実施した。

これらの調査に加え、平成28年度以降実施した調査(第2章1「国史跡指定までの経緯」27頁参照)によって、明治期の発射場等の遺構群、燃焼実験室や物理試験室等の歴史的な建造物がまとまって遺存し、近代の火薬製造所としての遺構・建造物が、広範囲かつ良好な状態で現存することが判明し、平成29年10月の国の史跡に指定につながっている。これらの遺構・建造物は、まとまって現存することに意味があるため、史跡の価値を適切に守り伝えていくためには、指定地を面的・一体的に保存整備していくことが重要である。

一方で史跡指定地外には、第2章3(5)「構成要素の現状」(49～147頁参照)で確認した通り、火薬製造所に関する遺構・建造物が点存している。この中には「公益財団法人愛世会愛誠病院・愛歯技工専門学校」など、火薬製造所時代の建造物が現存しているものや、「招魂之碑」や「標柱」など、史跡の価値を補完するものや、または「圧磨機圧輪記念碑」や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」のように、すでに区の文化財として個別的に保護を受けているものもある。

これら史跡指定地外に存在する遺構や建造物は、すでに失われている火薬製造所の全体の姿を示し、より深い史跡の理解を助ける多様な情報を持っている。いわば、史跡の価値を補強し得る要素であり、追加指定等により適切に保護することが重要となる。

一方、これら、あるいはそれらを含む土地は私有地である場合、あるいは現在も異なる用途で利用されている場合があるなど、置かれている状況はそれぞれ異なっている。そのため、指定地外全体を史跡として画一的に追加指定することは必ずしも容易ではないが、長期的な視点に立ち、指定地外に残る遺構・建造物それぞれの性格、条件を十分に考慮して、可能なものについては点的・個別的に追加指定等による適切な保護方法を検討する必要がある。

